

## 議事日程第5号

平成30年3月16日(木)

- 第1 議案上程(議案第1号から第37号まで)  
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)  
質疑、討論、表決
  - 第2 継続審査事件の報告  
議会広報特別委員会  
質疑
- 

### 本日の会議に付した事件

- 第1 は議事日程に同じ
  - 第2 は議事日程に同じ
  - 第3 議案上程(議案第38号)  
提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
  - 第4 議案上程(議案第39号)  
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
  - 第5 議案上程(議案第40号)  
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
  - 第6 議会案上程(議会案第59号)  
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
  - 第7 議会案上程(議会案第60号)  
提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
  - 第8 議会案上程(議会案第61号)  
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 

### 出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 伊藤 宗就	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子

10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	杉本 一也
主査	吉田 平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	笠井 潤
監査委員	鈴木 誠	総務企画部長	船木 道晴
市民福祉部長	柏崎 潤一	教育次長	木元 義博
企業局長	佐藤 盛己	企画政策課長	八端 隆公
総務課長	目黒 雪子	財政課長	田村 力
税務課長	田口 好信	生活環境課長	伊藤 文興
健康子育て課長	加藤 義一	介護サービス課長	佐藤 庄二
福祉事務所長	伊藤 徹	農林水産課長	武田 誠
観光商工課長	清水 康成	建設課長	佐藤 透
病院事務局長	山田 政信	会計管理者	菅原 信一
生涯学習課長	鎌田 栄	監査事務局長	小澤田 一志
企業局管理課長	菅原 長	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午後 2時02分 開 議

○議長（三浦利通君） これより本日の会議を開きます。

説明員の鈴木教育長、藤原産業建設部長、鑑学校教育課長より、本日欠席の届け出があります。

---

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

### 日程第1 議案第1号から第37号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第1号から第37号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。13番畠山富勝君

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 総務委員会に付託になりました、議案第36号男鹿地区消防一部事務組合理約の一部変更について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、男鹿地区消防一部事務組合理議会議員定数の見直しに伴い、同組合理約の一部を変更するものであります。

本案について、委員より、人口減少が進む中で、構成自治体の人口などを基礎とする負担金等のあり方について議論されているのかとの質疑があり、当局から、消防の組合経費の負担金については、平等割と人口割で積算されており、人口減少分は負担額に反映されていくものと思われるが、現在のところ、負担割合等の見直しをするという動きはないものである。議員定数が1名減となることを踏まえ、積算したところ、消防議会議員1人当たりの年額報酬が1万2,000円、費用弁償が1人2,500円程度、隔年で行っている行政視察については9万5,000円程度で、行政視察を実施する年では1人当たり11万2,500円程度、行政視察を実施しない年であれば1万7,500円程度が減となる見込みである。現在の本市の負担割合は、組合経費の約53パーセントを負担しており、これにより積算すると、議員定数が1人減となることによって、行政視察を実施する年では約6万円の負担金の減、行政視察

を実施しない年では約9,000円の減が見込まれる。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。17番土井文彦君

【17番 土井文彦君 登壇】

○17番（土井文彦君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第7号男鹿市国民健康保険条例及び男鹿市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、都道府県が市町村とともに国民健康保険を行うこととされたことから、所要の改正を行うため、各条例の一部を改正するものである。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合に、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とすることと見直されたことから、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護

支援事業に関する基準等を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、介護給付費が伸びている要因は、介護施設整備の影響が大きいのか。また、介護サービス事業者に対する介護報酬の引き上げ率について質疑があり、当局より、介護給付費が伸びている要因は、一人暮らしの高齢者が多いという面もあるが、ショートステイ等の施設立地が進み、介護サービスが利用しやすい環境にあることが主な要因と分析している。また、介護サービス事業者に支払う介護報酬の改定率は、0.54パーセントの増となるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、平成29年度介護給付費実績見込みが約47億1,000万円。前年度と比較し、約2億6千万円増加する見込みで、介護基準保険料が第6期計画から比べ、月額512円増加し、7,157円となる。しかし、将来的に高齢者人口の減少が予測されるため、要介護認定者数や介護給付費が今後も伸び続けることは考えにくいのではないかと。さらには、これまでの決算状況や財政調整基金残高を勘案すれば、保険料率を引き上げる必要はなく、被保険者の負担を軽減するよう配慮をさせていただきたい。との意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例及び男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、介護保険法等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業に関する人員、設備及び運営等に関する基準を改めるため、各条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、新たに創設される介護医療院の具体的な内容と、現在、市内に開設をする動きについて質疑があり、当局より、介護医療院とは、これまでの

介護療養病床を廃止し、介護老人保健施設などの「日常的な医学管理機能」と、介護老人福祉施設などの「生活施設機能」を兼ね備えた新たな介護保険施設である。また、介護医療院を開設するには、県の指定を要するが、現在のところ、当市では開設に関する動きはないものである。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市若美老人福祉センター条例を廃止する条例について、議案第13号男鹿市コミュニティホーム条例を廃止する条例について及び議案第14号男鹿市若美デイサービスセンター条例を廃止する条例について並びに議案第24号男鹿市若美デイサービスセンター『ふれあい荘』の指定管理期間の変更についてであります。

議案第12号から第14号については、福祉事務所が所管する3施設及び若美支所が所管する1施設を廃止するため、各条例を廃止するものであります。

また、議案第24号については、「男鹿市若美デイサービスセンター『ふれあい荘』」を廃止するため、指定管理期間を変更するものであり、本4案は関連があることから、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、施設の廃止について、これまで利用していた団体への説明の状況と、廃止後の建物のあり方について質疑があり、当局より、昨年12月に、主に老人福祉センターを利用していた2団体に対し、施設を廃止する旨を説明し、他の公の施設での利用を促したものであるが、利用者団体からは特に異論はなく、ご理解をいただいたものと認識している。また、廃止後の施設のあり方については、今後、用途を変更し行政財産として活用する計画はないことから、将来的に解体の位置づけとしているが、市の財政状況にめどがつくまでは、普通財産として管理してまいります。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本4案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号から第23号までの権利の放棄についてであります。

本4案は、市が貸し付けた障害者住宅整備資金貸付金などの未償還金について、いずれも債権を回収できる見込みがないことから権利を放棄するもので、一括上程、一

括審査したものであります。

本4案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更についてであります。

本議案は、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員定数の見直しに伴い、同組合格約の一部を変更するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。11番船木金光君

【11番 船木金光君 登壇】

○11番（船木金光君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、議案第15号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、大型獣の捕獲には危険が伴うことから、鳥獣被害対策実施隊員を非常勤特別職に位置づけるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、砂利採取計画の認可の申請及び砂利採取計画の変更の認可の申請に要する手数料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について及び議案第18号男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本2議案は、姫ヶ沢・泉台団地に建設中の公営住宅1棟について、設置及び駐車場

使用料を定めるとともに、公営住宅法施行令の一部改正に伴い条文を整理するため、本条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本2案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市都市公園の設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園における運動施設率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、条例改正による具体的な影響について質疑があり、当局より、これまで国が全国一律に都市公園における運動施設率を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じた割合を定めることとなったことから、条例改正するもので、その割合は、これまで国が定めていた割合と同様の100分の50とするものである。該当する施設は、男鹿総合運動公園、金川近隣公園及び船越近隣公園である。いずれも敷地面積が大きく、運動施設率100分の50に達していない。定めた運動施設率は、公園の主たる目的である緑地面積を確保する規定と認識しており、今後は条例を遵守し、公園緑地行政を推進するとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました、議案第1号から第6号まで及び第25号から第35号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る5日開会し、各補正予算並びに新年度当初予算について補足説明を受け、質疑を行ったものであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

最初に、補正予算関係について申し上げます。



第1点として、介護保険特別会計における特別徴収保険料が増額となった理由及び普通徴収との比率について。

第2点として、税務申告のことしの状況及び手続きで昨年から変更となったことの周知方について。

第3点として、社会資本整備総合交付金事業費が大幅に減額された理由及び実施された事業と未実施の事業並びに複合観光施設整備にかかる事業費の減額理由について。

第4点として、歳入における市たばこ税及び入湯税の減額要因及び県庁敷地内で全面禁煙を受けての市の対応について。

第5点として、道路維持費における修繕料の内訳と健康ポイントの予算内容について。

次に、新年度当初予算関係の質疑について申し上げます。

第1点として、複合観光施設整備費外構工事の内容と踏切撤去工事にかかった経費及びJR用地の購入計画並びに男鹿駅周辺土地利用計画策定事業における未利用地の事業計画について。

第2点として、商店街パワーアップ支援事業の内容と対象地区の考え方及び海岸環境整備事業の内容並びに戸賀湾での今後の計画について。

第3点として、インバウンド促進事業においてターゲットの選定先とその理由及び他市町村との連携並びに観光情報発信事業で作成するパンフレットの配布計画とその検証について。

第4点として、道路舗装改良事業での防雪柵設置計画及び二次交通整備推進事業の内容とタクシードライバー等への接客指導について。

第5点として、水道事業会計負担金の積算根拠と工事に伴う繰り出し状況及び男鹿駅周辺土地利用計画策定事業の計画範囲と市民ワークショップの内容並びに道の駅連絡会負担金措置と登録見込みについて。

第6点として、社会資本整備総合交付金事業における計画対象と道路整備計画の今後の考え方及び複合観光施設整備事業の進捗状況と周辺道路封鎖の周知方について。

第7点として、ジオパーク推進事業の内容と今後の進め方及び外郭団体への助成金・補助金等支出の考え方について。

第 8 点として、市が協定を締結している団体との実績と今後の展開及び交流人口と関係人口の定義とその現状並びに今後の取り組みについて。

第 9 点として、教育行政における今後の推進方針とその問題点及び道徳教育推進の方向性について。

第 10 点として、市長の施策方針と新年度当初予算への反映及び農業振興予算の内容と今後の農業問題に対する市の考え方について。

第 11 点として、観光関連予算の特徴とこれまでの検証及び若美地区福祉施設等の廃止に至った経緯と代替施設のあり方について。

第 12 点として、介護保険料引き上げに伴う低所得者と高額所得者との格差拡大について。

第 13 点として、経営所得安定対策等推進事業の内容と昨年度までとの違い及び鳥獣被害防止対策事業並びに林地台帳整備事業の内容等について。

第 14 点として、地域公共交通網形成計画策定事業における予約運行の状況と現状に即した運行計画及び秋田中央横軸 F I T 受け入れモデル地域整備事業の内容と他市との連携について。

第 15 点として、複合観光施設整備事業の予算内容と株主等との意見交換の状況及び漁業振興の予算措置と県との連携について。

第 16 点として、教育旅行誘致推進事業の内容と男鹿に誘客するための周知及び介護保険特別会計における居宅介護サービス給付費の増額理由について。

第 17 点として、病院事業会計における不良債務発生状況と解消のための方策について。

第 18 点として、県営圃場整備事業の次期計画と中山間地農業の今後のあり方及びユネスコ無形文化遺産登録を目指している「男鹿のナマハゲ」の受け入れ喚起について。

第 19 点として、種苗放流等事業費の推移と企業誘致対策事業の内容及び八望台展望台改修事業の工期並びに空き家等除却費補助事業の活用状況について。

第 20 点として、鳥獣被害防止対策事業の推進と猟友会会員増の方策について。

第 21 点として、各種事業における外部委託等の改善策と外郭団体への補助金支出のあり方及び市有財産の運用方策について。

第22点として、森林関係事業の将来展望と漁港整備の今後の考え方について。

第23点として、複合観光施設「オガール」への出品物確保の見通しと今後の展開策及び農業所得向上に向けた複合化の方策についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から第6号まで及び第25号から第35号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） 私から、議案第10号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第28号平成30年度男鹿市介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の第7期介護保険事業計画による介護保険料の引き上げは、基準保険料である所得段階第5段階の世帯課税で本人非課税での合計所得金額80万円以下の対象者は、月額6,645円から7,157円で、512円の7.7パーセント引き上げとなるものであります。年額にすれば、8万5,884円という高額です。全体での介護保険料は約1億円の引き上げ額となるもので、低所得者にとっては大きな負担増となるものです。年間の保険料負担は、低い方で4万2,948円、高い方で14万6,004円となるもので、負担は大変であります。県内の市では、最高額となって

おります。所得段階の第3段階までの世帯で市民税非課税の人数は、全体の45パーセントであり、第4段階の世帯課税で本人非課税の合計所得金額80万円以下の人数では、60.5パーセントとなり、さらに、基準になっております第5段階の世帯課税、本人非課税までの人数割合は、73.8パーセントと、低所得者層が圧倒的であります。そしてまた、65歳以上の高齢者であり、年金から保険料を天引きされております。

今年度で介護保険料の減免申請をした人は、1人もいないとのことであります。介護保険法の改悪により、利用料が2割負担となり、利用するにも利用できない人も多くなっております。今回の値上げで、さらに負担が多くなります。

私たちは、今、市民アンケート調査を行っていますが、国保税と介護保険料の引き下げを願う切実な声が一番大きな数字となっております。

私は、一つとして、市民の担税力と痛みを考え、財政調整基金と今年度予想される剰余金、一般会計からの繰り入れ等で、これ以上の負担はやるべきでないものと考えます。

二つとして、生活困窮者への減免の条項を新たにつくる必要があります。「保険料あって介護なし」ではなく、安心して暮らせる介護保険の利用ができるようになるべきであります。

三つとして、市民税非課税世帯からは、強制的な天引きではなく、普通徴収にして減免申請をできやすくすることが必要であると存じます。

以上3点を述べて、反対討論といたします。皆様のご賛同を期待するものであります。

○議長（三浦利通君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました、議案第10号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がございました、議案第28号平成30年度男鹿市介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号から第9号まで、第11号から第27号まで及び第29号から第37号までを一括して採決いたします。本35件に対する委員長の報告は、可決及び承認であります。本35件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第9号まで、第11号から第27号まで及び第29号から第37号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

---

## 日程第2 継続審査事件の報告

○議長(三浦利通君) 日程第2、継続審査事件の報告を議題といたします。

議会広報特別委員長から、これまでの経過報告をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番(佐藤巳次郎君) 議会広報特別委員会に関するこれまでの経緯と審査の概要について、ご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成28年5月臨時会の常任委員会改選時に議会運営等に関する申し合わせ事項に基づき改選が行われ、私を含め委員6人が新たに選任されたもので、委員長には私、佐藤巳次郎が、副委員長には進藤優子委員が選任されたものであ

ります。

第1回委員会を平成28年5月9日に開催し、これまで16回の委員会開催と、茨城県潮来市及び稲敷市に議会広報の編集にかかわる行政視察を実施したものであります。

本特別委員会では、毎定例会終了後、委員会を開催し、議会だよりの編集について、紙面の割り付けや掲載項目及び執筆者の選定を協議した後、委員が執筆し、発行前に再度委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

これまでに議会だより49号から55号までを発行いたしておりますが、この議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、議会での審議内容を正確に伝えるとともに、わかりやすさを大切にしながら、市民に読まれ、議会活動が伝わる紙面づくりを念頭に編集に当たってきたものであります。

なお、本特別委員会は、4月1日に発行する男鹿市議会だより56号を編集し、議員任期の満了と同時に審査を終了するものであります。

以上をもちまして、本特別委員会に付議された事件の報告といたします。

○議長（三浦利通君） これより議会広報特別委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第38号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第3 議案第38号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議案第38号男鹿市特別職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました、議案第38号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、教育長の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは、私から議案第38号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の1ページをお願いいたします。

本議案は、先ほど市長が提案理由を申し上げておりますように、教育長の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものであります。

次の2ページをお願いいたします。

現在、教育長の条例本則の給料月額は59万8,000円となっておりますが、条例附則におきまして6万円を減じていることから、現行の給料月額は53万8,000円となっております。また、期末手当につきましても、条例附則で10パーセント相当を減額しております。この附則を改正しまして、後任の教育長の任期であります平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間、条例本則の給料月額から19万8,000円を減額し40万円にするとともに、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額についても40万円とするもので、条例の施行期日は、平成30年4月1日であります。

なお、改正前と比較した場合、改正後は、給料及び期末手当で年間213万2,790円の減となります。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。16番小松穂積君

○16番（小松穂積君） ただいまの本案について、ちょっと質問をさせていただきます。

現在の教育長の給与から結果的に13万8,000円を減ずるということで、新たな教育長への支給を考えたということのようでありますけれども、この大幅に下げるといふその背景なり考え方等につきまして、市長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

皆さんご存じのとおり、市の財政は大変な状況にあります。そしてまた、次の教育長に予定している人は一度退職される人なので、そのことも考えながら、今回の額を決定、私は決めさせていただきました。どうかよろしくご検討ください。お願いします。

○議長（三浦利通君） 再質疑。16番小松穂積君

○16番（小松穂積君） 財政的なこと、あるいはその方の勤務といいましょうか、そのことを勘案してというふうなことでありますが、いろんな判断が、考え方があろうかと思っておりますけれども、今回、時限、平成33年の3月31日までということでありまして、市長の任期と1年余りというふうな形ではあります。例えば市長が、現在ではこういう考え方だということですね。私がね考えたいのは、そのときの市長によって、そのときの特別職がいろいろとこう変わっていくというふうな、この想定がされるような議案の提出の仕方にあります。それというのは、現在の市長の考え方なり、そのことは理解できるとしてもですね、こういうあり方というのはどうなのかなという部分が少し懸念されています。つまり、私も給料も下げますし、教育長についてもそれ下げますというふうな提案であれば、素直に受け取れるわけでありましたけれども、たまたまそういう背景の中での下げるといふことでありますが、こういうのはどうも手続き的にどうなのかなというふうな部分がありますが、そのことについては、市長はどう思われますか。



○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

私は、民間の感覚で考えたものですから、ちょっと違和感はあるかもしれないです。私は、会社の役員の給料であっても、いいときは上げていけばいいし、だめだったら、景気が悪くなったっていか業績が悪くなったときは下げればいいと、そういう考えをずっと持っています。市役所の一般職員の給料を上げ下げできないので、せめて特別職はね、そういう気持ちで、経営に当たったり、行政に当たっていくべきじゃないかなと。また財政状況がよくなれば、また上げていくとか、そういうことはやっぱり考えていってもいいと思っています。私の考え方です。

○議長（三浦利通君） 16番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。3番米谷勝君

○3番（米谷勝君） ただいまの特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、市長から小松議員にご答弁されておりましたが、財政状況が厳しいとか、退職された方なのでということ。私は、今回の教育委員会で所管されてる業務内容といいますか、それが市長部局へいくらか移ったんじゃないかなと思いますけども、そういうものは影響ないんですかね。ただ、この給料下げたのは、財政状況が厳しいとか、退職された方とか、そういうのでこの給与というのを変えていくことができるものですかね。そうじゃないんでしょう。やはりその仕事の内容が教育委員会からそちらの方へ移ったために、例えば仕事量が減ったからそのものに見合うために下げたとか、そういうのが理由でないかと思うんですがね。そこら辺について。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

私の言葉不足でした。今までの教育長と違って、かなり業務が少なくなった、そのこともあります。そしてまた、下げすぎなんじゃないかという話もありますけども、それは、そのことは当然私も考えました。「恒産なきものは恒心なき」という言葉があります。きちっとした俸禄を与えないと、きちっとした仕事ができないと、そのことも私は承知しています。今回のことについては、私はその辺のことについても理解し

てもらえると思っております。

以上です。

○議長（三浦利通君） さらに。3番米谷勝君

○3番（米谷勝君） そうすれば、教育委員会から市長部局に業務が移った、その内容に見合うような形で検討されて下げたと、そういうふうな理解でいいものか、もう一度お伺いします。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 先ほども申し上げたとおり、そのこともあります。

以上です。

○議長（三浦利通君） さらに。

○3番（米谷勝君） わかりました。

○議長（三浦利通君） 3番米谷勝君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立全員でございます。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第39号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第4 議案第39号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第4、議案第39号教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました、議案第39号教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市教育長の鈴木雅彦氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、その後任として栗森貢氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第39号教育長の任命についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。栗森貢氏の教育長の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第39号は、同意することに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第40号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第5 議案第40号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第5、議案第40号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました、議案第40号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市教育委員会委員の角崎紘二氏が本年5月22日をもって任期満了となることから、その後任として小玉亜紀子氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第40号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。小玉亜紀子氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

（「議長、起立採決を求めます」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） これより議案第40号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。小玉亜紀子氏の教育委員会委員の任命については、これを賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第40号については、同意することに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第59号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

## 日程第6 議会案第59号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第6、議会案第59号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第59号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第60号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

## 日程第7 議会案第60号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第7、議会案第60号「仮称：男鹿市農業委員会サポート委員」の設置を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。2番三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） それでは、私の方から議会案第60号の「仮称：男鹿市農業委員会サポート委員」の設置を求める決議案について、提案をしたいと思います。

本市では、新農業委員会法に基づいて、平成29年7月20日に19人の農業委員が任命され、活動しています。しかし、旧町村を単位とする地区の間で任命上の格差が生じており、農業委員が農地利用最適化推進委員の機能も兼ねる本市においては、不十分な体制といえます。平成30年からは政府による米の生産調整が廃止されるなど、農業を取り巻く状況は大きな変革のときにあることから、市内全地区の農業情勢を的確に反映できる仕組みづくりが必要であると思います。

以上を踏まえ、農業委員会が行うもろもろの業務活動を補佐することを目的として、下記により「仮称：男鹿市農業委員会サポート委員」の速やかな設置を強く望むものであります。

以上、決議します。

- 1 委員は、農業委員空白地区の状況等を踏まえ、農業委員等の評定方法に準拠して市長が適任と認める者、若干名を早急に選任すること。また、次期農業委員会委員の任命に当たっては、相応する地区の合理的バランスに十分配慮をすること。
- 2 委員の任期は、任命を受けた日から現農業委員の任期満了日までとし、このサポート委員制度は廃止すること。
- 3 委員の報酬は、農業委員等の月額報酬に準ずる相応の金額とすること。

条文的には以上であります。つけ加えて、さらに理由を申し上げたいと思います。

この提案の理由の背景と趣旨についてであります。

平成29年7月20日に、新農業委員会法に基づいて、男鹿市農業委員会では19人の農業委員が任命されました。しかし、男鹿市農業委員会区域内の相応する地区、旧来の町村単位では、船越地区の農地が300ヘクタール以上もあるのに任命されず、問題になっています。この地区は、近年、都市化の傾向も強く、農地の利活用は複雑であり、新制度では農地利用最適化推進委員の役割も併せ持っていることから、新しい農業委員の任命も求められていました。国の新農業委員会に関する法律では、

基本として、①農業委員の定数は、区域や地区の農業者数、農地面積その他の事情を考慮して条例に定めること。②あわせて専門の農地利用最適化推進委員を置かないこととした農業委員会は、その関連事務を兼務として各農業委員が担当する区域・地区を定めなければならない旨も規定しております。このことから、それなりの農地や農家を有する地区からは、少なくとも1人は任命されるべきです。

そこで、農業委員会法上の定めでは、農業委員の任期途中には定数変更できないことから、今、農業委員が任命されていない地区には、農業現場で農業委員会をつないで側面から他地区出身の農業委員の活動を補助するサポート委員を、次の任期まで限定した形で対応する仕組みが必要であると考えます。

市長と市議員は、二元代表制の両輪であり、新農業委員会法の趣旨から漏れている点は、市民の代表としても、議会側が前向きに進めて市長を支えるべきであります。市長も、スピード感を持って走りながらの取り組みを常々表明しています。しかも、平成30年度から農政は減反廃止など大転換期にあり、委員の配置改善策が議会選任期までさらに2年半近くも先に送られることは、情勢への対応策として望ましいことではありません。現役の農業委員の中でも、不満と不信を口にする人もいます。農業面での「オール男鹿」はいうまでもなく、すべての「オール男鹿」体制づくりでも大事なときであります。よりよい方向に状況を変えていくために、限定的にサポート委員若干名の配置を求めるものであります。

加えて、制度運用の改善についてであります。

1 19人の農業委員とは別個に、農業委員会活動をサポートするよう、農業委員のいない空白地区から任命する意味であります。

2 サポート委員の任期は、現在の農業委員の任期満了と同じく終了し、サポート委員制度はそこで廃止することです。

3 農業委員の次の任期は平成32年7月からです。男鹿市農業委員会委員の定数に関する条例の本文、第2条「農業委員の定数は19人とする」の次に、2項として「男鹿市区域の相応する各地区には、1人以上の農業委員任命する」、3項として「各地区に任命する委員の数は、その農地面積と農家数を基本とし、その他の事情を考慮して配置する」などの一部改正で対応すれば、合理的で透明性の高い、公平公正な任命の運用になるものと確信をするものであります。



今、文章を堅く読むような形で話をしたんですが、もう少しですね、わかりやすく、さらに理由を述べたいと思います。

なぜこのサポート委員の提案をしたかということですが、これはですね簡単に言うと、市長の任命の際にですね法の趣旨から少しずれた点があったと、私は思っていますし、わかりやすく言うと、少し勇み足というか、感じであります。その結果、必要なところに農業委員が今回は行かなかったんですが、それをですね19人決まって頑張ってるわけですから、それをサポートするような形で空白地区を、やっぱり農業面での対応で、全市的な観点から進めるために、そこで最小限の人数を置くと、そういうことになります。特にですね、今、農業は大きなうねりの中でもありますし、今度7月からは「オガレ」で農産物なんかの直売もありますから、よりもっとですね全市的な農業面での統一した、みんなが参加できる仕組みを男鹿市内全域で配置していかなければならない、そういう趣旨から最小限のサポート委員の提案をしているわけであります。

任命してから新しい委員がですね、半年ぐらいもう過ぎたんですが、以上のような提案がされています。現役の農業委員からはですね、違う地区に行くもんですから、なかなか土地勘のなじみがないと。ほかの方から行ったら土地の状況はよくわからないから、その面では効率的ではないのではないのかなと、そんな話も出てきております。あとはですね、地域回って市内の各農家はですね、全箇所では何してその空白地区に農業委員は置かないんですかと、皆さんそう言われます。それから、肝心の当該地区からも、せめて農業委員がおらないのなら、それとですね一緒に地区の状況をわかってるわけだから、回ってですねいくような仕組みを考えてもらえないのかなと、こういう提案も具体的に出ています。いわゆる3本の方向からそういうふうな改善の提案があるわけですから、やっぱりこれをですね実現をしていく必要があるのではないのかな、率直にそういうふうに思っております。

ですから、簡単に言うと、市長の任命の仕方については、やっぱり少し不足があったと。だから、その不足の点については、先ほど申し上げたように市民の代表とかそれについては、市長と議会が二元制があると、こういうふうになっています。残念ながら、市長の考え方は少し不足している。だからその及ばないことについては、議会側がよりよい未来の男鹿市のために、若干こう積極的な提案をしていく、そういう意味

での表現であります。

ですから、ぜひですね、補強的なこと、しかも短期的なことですから、そういう状況を踏まえて、ぜひ皆さんから賛同もしていただきたいな、そういうふうに思っております。市長もですね、「オール男鹿」とか「オール農業」とかって言ってますが、ぜひ行動はですね、現実に関自分で話してることに合わせてお話をいただければなと、そういうことに思うものでもあります。さらに議会側もですね、市長のやっぱり、市長だって人ですから・・・

（「三浦議員、これで通じるよ」と言う者あり）

○2番（三浦一郎君）　そういうようなことで、あのですね、それをこう応援するために、ぜひこの内容が議員皆さんのいろんな気持ちでですね実現できるような形のことをお願いをしたいと思います。

もうちょっと簡単に言いますと、男鹿市の議会ですから、濁るとですねおかしい議会だと、そういうようなことにも受け取られかねませんから、観光市として7月から「オガレ」もこう積極的に出ていきますので、ぜひ議員の皆さんからですね良識ある判断っていうんじゃなくて、普通の判断をしていただいて、ぜひ全域のですね「オガレ」の成功に向かっていけるような一つのステップとしても、きょうの決議について考えていただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

以上申し上げまして、表決に当たっての提案にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三浦利通君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君）　ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第60号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、本案については否決と採決いたします。

---

### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第61号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第8 議会案第61号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第8、議会案第61号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第61号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

### 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見

2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給958円、秋田県は738円です。この地域間格差が、労働力の流出を招き、高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済再生には、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指す」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めました。しかし年3%の引上げでは「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意の実現を先延ばしするだけです。いまずぐ政治的決断で合意が実現できるような施策を講じるべきです。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、公正取引確立の観点からも、適正利潤を含んだ単価を実現させることが重要です。また、中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることが、最低賃金引き上げにつながると考えます。

以上を踏まえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

1. 最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を講じること。
3. 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実

現すること。

4. 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む、具体的な対策を講じること。

平成30年 3月16日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 加藤勝信様

---

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

○議長（三浦利通君） 先ほど教育長に同意されました栗森貢君からごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

【教育長 栗森貢君 登壇】

○教育長（栗森貢君） 栗森貢と申します。現在、男鹿市立男鹿南中学校校長を務めさせていただいております。ただいまは男鹿市教育委員会教育長の任命にご同意をいただきまして、深く感謝申し上げます。

新教育委員会制度がスタートして間もなく4年がたとうとしています。教育長という重責を担うことになりまして、職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いであります。どうかよろしく願いいたします。

「国家百年の計は教育にあり」と言われますが、人材育成こそが教育のかなめであり、長期的視野で人を育てることが重要であることは、今も昔も変わりはありません。私は教育現場ばかり36年間勤務し、教育行政に携わったことはありませんが、男鹿市の宝である児童・生徒たちの学力保証と心の成長を保証し、変化の多い社会で生き抜いていける、生きる力を身につけた子どもたちを市を挙げて育成するために、微力ではありますが誠心誠意、教育行政を推進し、本市教育の充実・発展のために全力を傾注してまいり所存であります。議員の皆様からの一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。どうか

よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦利通君） ただいま菅原市長から、議員各位に対しごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、平成30年度一般会計予算をはじめ、提案いたしました議案件について、いずれも原案のとおりご可決、ご承認賜り、ありがとうございました。

さて、本年4月21日をもって議員の皆様任期が満了となります。

皆様には、この4年間、市民の代表として重責を全うされ、市政発展のため多大なご尽力を賜りました。ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

今期限りでご勇退なされます皆様には、これまでのご功績に深く敬意を表すものであります。今後も一層健康に留意され、引き続き市政発展のため、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来る4月の選挙に立候補なされます議員各位におかれましては、ご当選の栄誉を得られますようご健闘をお祈り申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（三浦利通君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休 憩

---

午後 3時27分 再 開

○副議長（笹川圭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま三浦議長から、議員任期最後の定例会を閉会するに当たり各位にごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。三浦利通君

【20番 三浦利通君 登壇】

○20番（三浦利通君） 任期最後の定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る2月27日から18日間、議員各位におかれましては、平成30年度予算をはじめ、43件に及ぶ案件についてご審議いただき、本日、全案可決し、閉会いたしま

す。本会議等の円滑な議事進行に皆さんからご協力を得ましたことに対し、議長の立場からも厚く御礼申し上げます。市当局におかれましては、審議の過程で議員各位より示されましたご意見等、十分尊重していただき、今後の施策・事業に反映されますことを強く望むものであります。

さて、今任期においては、この議場において皆様と顔を合わせることを本日をもって最後になるわけですけれども、この4年間、議会運営を円満に進めてまいることができましたことに対し、特に議員定数、報酬等をはじめとする議会改革の推進について、ご理解、ご協力をいただいてやってこられたことに対しまして、私からは深く感謝の意を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

私どもの任期は来る4月21日をもって終了いたしますけれども、今期をもって勇退されます議員各位におかれましては、これまで議員として市政発展のためご尽力いただきましたことに対し、深く敬意を表し、さらには感謝を申し上げる次第であります。今後ますます健康に留意されまして、市政発展のため、一層のお力添えをいただくことを切にお願い申し上げます。さらに、今回の市議会選挙に出馬を予定されている各位におかれましては、4月15日の選挙において見事に当選の栄誉を勝ち取られまして、再び議場で顔を合わせるよう、ご自愛のほど、格段のご奮闘を願いたすものであります。

最後に、市当局の皆様におかれましては、今後ともご健勝で、市政発展のため諸施策の推進に一層のご尽力をお願い申し上げ、ごあいさついたします。ありがとうございました。

○副議長（笹川圭光君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時31分 休 憩

---

午後 3時32分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開いたします。

これにて3月定例会を閉会いたします。大変どうも御苦労さまでした。

---

午後 3時32分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

副 議 長 笹 川 圭 光

議 員 三 浦 桂 寿

議 員 高 野 寛 志